

みんなを守ろう「校外生活のきまり」

町内の小学校、中学校の児童・生徒のみなさんが、「児童・生徒らしい生活をするために」「けがをする友だちを出さないために」「住みよい町にするために」「町内における『校外生活のきまり』が決められています。きまりは、みんなを守りましょう。みんながいたときは、みんなが注意し合いましょう。気がゆるんで、きまりを守れていない友だちがいたときは、みんなが注意し合いましょう。」

令和6年度 夏季 児童生徒校外生活のきまり

一、外出について

- 1 家の人に行き先や帰る時刻、一緒に友達の名前などを知らせる。
- なお、帰宅時刻は次のとおり。

4月～9月	小学生 午後6時まで 中学生 午後7時まで
10月～3月	小学生 午後5時まで 中学生 午後6時まで

※中学生の部活動や生徒会活動などの終了時刻が帰宅時刻を過ぎたときは、寄り道をせずに帰宅しましょう。

- 2 友達同士でのお金の貸し借り、やりとり、かけごとはしない。
- 3 危ない遊び、いたずら、他人の迷惑になることはしない。
- 4 落書きはしない。
- 5 エアガン、BB弾など、人や動物、車、家に向けない。
- 6 よその敷地内、空き屋、用事のない所には入らない。
- 7 花火をするときは、次のことを守る。

- 1 保護者または責任もてる大人と安全な場所で遊ぶ。
- 2 周りに迷惑をかけない。
- 3 パケツなどに水を用意し、火の後始末をきちんとする。
- 4 風の強い日や花火の途中で風が強くなってきたら花火をやめる。
- 5 児童公園を大切にすること。
- 6 小さな子どもも安心して遊べるよう仲よく使う。(ボールなどを使うときには特に注意する)
- 7 遊具を傷めたり、砂場の砂を持ち出したたりしない。
- 8 公園内では自転車では遊ばない。
- 9 ゴミは持ち帰る。

二、遊びなどについて

- 1 公共の場ではゴミの始末、用具の整理をきちんとし、他人に迷惑をかけない。
- 2 公共施設(町民プール、文化センターなど)では、管理人の指示に従い、マナーを守って使用する。
- 3 温泉、宿泊施設では、他人に迷惑をかけない。
- 4 ボウリング場・カラオケボックスなどの遊戯施設では、次のことを守る。
- 5 小学生のみの利用は禁止。保護者または責任もてる大人と一緒にあれば利用してよい。そのときは、最後までいてもらい、受付だけしてもらうことはない。
- 6 中学生同士の利用。保護者の許可を得て利用する。帰宅時刻を守る。

三、学習について

- 1 夏休み中は、自分に合った計画を立てて学習する。

四、交通安全について

- 1 交通規則を守る。
- 2 学校の行き帰りは、通学路を通る。
- 3 道路は気をつけて横断する。
- 4 自転車の安全運転を心がけ、次のことを守る。
- 5 ヘルメットを着用する。
- 6 ヘルメットを正しく着用する。
- 7 二人乗り、無灯火、手放し、傘を差しながら運転するなど、危険な乗り方をしない。
- 8 歩道は、歩行者を優先する。
- 9 道路の左側を一人で走り、逆走しないようにする。

- 1 知らない人に声をかけられたり、お金や物をねだられても応じない。
- 2 知らない人の誘いや車に乗らな危険を感じたら助けを呼ぶ。(SOSステーション、警察)
- 3 「いか」「の」「お」「す」「し」をしつかりと守る。
- 4 ひとり歩きはできるだけしない。
- 5 不審者に会ったり、不審な電話があったら、相手にせず、すぐに保護者に伝え、警察や学校に連絡してもらう。

五、危険防止について

- 1 横断歩道の横断は自転車から降りて渡る。(自転車は軽車両、横断歩道は歩行者専用のため)
- 2 自転車を離れるときは鍵をかける。
- 3 駐輪場があるときは、きれいに並べる。

六、スマートフォンや携帯ゲーム機などについて

- 1 スマートフォン、携帯ゲーム機、タブレット、パソコンなどは、保護者とルールを決めて使う。
- 2 使う時間や場所を決める。
- 3 明らかなところで使う。
- 4 貸し借りはしない。
- 5 SNSで個人情報や悪口を書かない。※処罰の対象となることがある。
- 6 知らないアドレスや番号からの通知には絶対に答えない。

次の事項には特に注意!
外で活動する時は、帽子をかぶったり、こまめに水分補給をして熱中症にならないよう気をつけましょう。

一、外出について

- 1 小学1、2年生は保護者か責任もてる大人と一緒に出かける。
- 2 友人同士で外出するときは、
○小学3年生は午後6時まで
○小学4～6年生は午後7時まで
○中学生は午後9時半まで
に帰宅する。

二、露店、催し物について

- 1 露店の人と連絡先を交換したり、なれなれしくしたり、手伝いをしたりしない。
- 2 買わないものに手をふれない。
- 3 ゴミは責任をもって始末する。
- 4 会場内や催し物を見るときは、他人に迷惑をかけない。

水辺の遊び

についてのきまり

- 1 海水浴場に行くときは、小学生は保護者または責任もてる大人と一緒に、中学生は保護者と一緒に、小学生は保護者の許可を得て3人以上で行くこととし、海水浴場のきまりを守る。
- 2 海水浴場であっても、天候の悪い日や禁止区域では泳がない。
- 3 アuvi・ウニ・ツブなどの魚介類をとらない。
- 4 (密漁で処罰されます。)
- 5 漁船・漁具類にはさわらない。
- 6 川や海に釣りに行くときには、小学3年生以下は保護者または責任もてる大人と一緒に、小学4年生以上は保護者の許可を得て3人以上で行く。
- 7 海岸や川辺をちらかささない。たき火はしない。



岩内町PTA補導
専門委員会
岩内町少年補導
センター